

## 学校教育法の再改正に向けての取り組み

全大教教文部長 山口裕之

### 【この企画の趣旨】

2014年の学校教育法改正の問題点を確認したうえで、全大教・日本私大教連・公大連3団体での制度改正要求の検討の状況と、各設置形態における大学自治の現状の報告を受けて、今後の大学自治のあり方、運動の進め方について議論をしたい。

### 【本報告の概要】

周知のとおり、2014年に学校教育法が改正され、教授会の権限が限定された。これは、大学自治の主体は、従来そう考えられてきた教授会でなく学長であることを明示する改定であったといえよう。

この改正の弊害について、具体的にはこのあとの日本私大教連・公大連・全大教からの報告で示される（発表順）。その序論となる本報告では、現在の学校教育法の問題点、これまでの日本私大教連・公大連・全大教の取り組み概要を報告する。

日本私大教連・公大連・全大教では、2020年8月より合同の研究会「大学自治の確立をめざす制度要求づくりの進め方検討会」を立ち上げ、以来、おおむね2か月ごとに、最近では1か月ごとに開催してきた。直近の会合は2022年7月26日の第8回で、来る9月17日に第9回が開催予定となっている。

会では、大学の自治の回復のために必要な学校教育法の在り方について検討を重ねてきた。本報告では、学校教育法の問題点を概観したあと、これまでの検討会で練られてきた、現時点での「学校教育法改正案（試案）」を紹介する。

### 【学校教育法の問題点】

1947年に施行された旧教育基本法には、「大学」についての規定は存在しなかった。2006年の全面改定により、「大学」についての条文が新設された。これは、1947年の学校教育法における大学の定義（下線部）に、大学の役割として「社会の発展」（太字部）を付け加えたものである。

教育基本法（現行）

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供

することにより、社会の発展に寄与するものとする。

② 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

その1947年の学校教育法における「大学」の定義は、以下のようなものであった。

学校教育法（1947年）

第五十二条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

この学校教育法は、2007年の教育基本法改正に合わせて、「社会の発展」が加筆された。

学校教育法（2007年）

**第八十三条** 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、**その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。**

最大の問題というべき「教授会」の位置づけについて。1947年の規定は、以下のとおり。

学校教育法（1947年）

第五十九条 大学には、**重要な事項を審議するため**、教授会を置かなければならない。教授会の組織には、助教授その地の職員を加えることができる。

これが、2014年にこのように改正された。

学校教育法（2014年）

**第九十三条** 大学に、教授会を置く。

② 教授会は、**学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。**

一 学生の入学、卒業及び課程の修了

二 学位の授与

三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。

自治検討会では、主に第八十三条と九十三条、それと学長について規定された九十二条について検討してきた。念のため、現行法第九十二条と、それに対応する1947年法の第五十八条を掲示しておく。

#### 学校教育法（1947年）

第五十八条 大学には学長、教授、助教授、助手及び事務職員を置かなければならない。大学には、前項の外、必要な職員を置くことができる。

学長は、校務を掌り、所属職員を統督する。

教授は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

助教授は、教授の職務を助ける。

助手は、教授及び助教授の職務を助ける。

#### 学校教育法（現行法）

**第九十二条** 大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

② 大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

③ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

④ 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

⑤ 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

⑥ 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

⑦ 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

⑧ 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

⑨ 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

⑩ 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

また、自治検討会での議論では、「学部教授会に所属しない教員」が大学の自治にどうやって関与するのかということも議論となった。これは、「学部」以外の組織を大学に設置できることが1973年の学校教育法に加筆されたからである。

学校教育法（1947年）

第五十三条 大学には、数個の学部を置くことを常例とする。但し、特別の必要がある場合においては、単に一個の学部を置くものを大学とすることができる。

学校教育法（1973年）

第五十三条 大学には、学部を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、**学部以外の教育研究上の基本となる組織**を置くことができる。（現第八十五条）

自治検討会では、大学評価についても話題になった。これは国立大学法人化に先だって学校教育法に書き込まれ、現在の大学業務多忙化の一因である「評価疲れ」につながっているが、その根本的な問題は、認証評価が国家権力の影響下に置かれている点にある。本来であれば、個別の大学の自治だけでなく、大学界全体が自治的な運営を行いつつ自律的に質向上を図ることができる体制を確立することを目指すべきである。この点については今後の検討課題としている。

学校教育法（2002年）

第六十九条の三（現第百九条） 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、**文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価**（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であって、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

③ 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定す

るもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従って行うものとする。

⑤ 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。

⑥ 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。

⑦ 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。

### 【自治検討会での改正提案（試案）】

- 全文は別紙資料を参照。

83 条	
改正案	現行
<p>1 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造することを目的とする。</p> <p>大学は、学術の中心として高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、<u>世界の平和と人類の福祉</u>の向上に貢献することを目的とする。</p>	<p>1 大学は、学術の中心として、広く知識を受けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。</p>

<p>削除する</p> <p>2 大学については、<u>学問の自由と大学の自治を保障するため、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。</u></p>	<p>2 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く<u>社会</u>に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。</p>
---	--

92 条	
改正案	現行
<p>3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督し、大学を代表する。</p> <p>4 学長は、<u>大学に属する全ての教育研究職員</u>の選挙により選任する。教育研究職員以外の職員および大学構成員を選挙に関与させることができる。</p> <p>副学長の選任については、規定しない？</p> <p>7 学部長は、教授会構成員の選挙により選任する。</p>	<p>1 大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。</p> <p>2 大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。</p> <p>4 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。</p> <p>5 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。</p> <p>6 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。</p> <p>7 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。</p>

	<p>8 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。</p> <p>9 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。</p> <p>10 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。</p>
--	---

93 条	
改正イメージ	現行
<p>1 次の重要事項を審議するため、教授会を置かなければならない。</p> <p>一 <u>教員の人事</u></p> <p>二 <u>学生の入学、卒業及び課程の修了</u></p> <p>三 <u>学生の身分</u></p> <p>四 <u>学位の授与</u></p> <p>五 <u>教育課程の編成</u></p> <p>六 <u>学部・学科の改廃</u></p> <p>七 <u>学則の改定</u></p> <p>八 その他教育研究に関する重要な事項</p> <p>4 教授会の組織には、准教授その他の教育研究職員を加えることができる。</p>	<p>1 大学に、教授会を置く。</p> <p>2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。</p> <p>一 学生の入学、卒業及び課程の修了</p> <p>二 学位の授与</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの</p> <p>3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。</p> <p>4 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。</p>

今後近い時期に、こうした改正試案を公表し、広く社会全般に現在の大学が置かれている苦境を示し、その改善の方向としての「大学の自治・学問の自由の重要性」をアピールしていきたい。

別紙

## 学校教育法再改正提案 提言文書（骨子案）（未定稿）

### 学校教育法再改正の必要性と条文案

1. 大学の目的について、「真理の探究」を明示した大学にふさわしいものに改める。
2. 大学運営の基本として「学問の自由」と「大学の自治」を明記する。「学問の自由」と「大学の自治」は、単なる研究者個人の自由にとどまらず、大学における真理の探究の営みを支える大学教員集団の自治と自己規律を制度的に保障する点が重要である。
3. 「学問の自由」と「大学の自治」に基づく大学運営に必須の事項として、学長の権限、学長・学部長の選考方法、教授会の審議事項を適切なものに改める。

83 条	
改正案	現行
<p><b>1 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造することを目的とする。</b></p> <p>大学は、学術の中心として高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを目的とする。</p> <p><b>削除する</b></p> <p><b>2 大学については、学問の自由と大学の自治を保障するため、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。</b></p>	<p>1 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。</p> <p>2 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。</p>

#### <83 条 改正理由>

1 項は大学の目的に関する規定である。現行 1 項は、戦前の大学令の「第一条 大学ハ国家ニ須要ナル学術ノ理論及応用ヲ教授シ並其ノ蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ兼テ人格ノ陶冶及国家思想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス」の国家主義的内容を削除した残りであるが、



「真理の探究」という学問の中心的価値が明記されておらず、適切とは言い難い。改正案は、「真理の探究」に明示的に言及し、必要十分な内容を含む簡潔なものである。なお、文言は、教育基本法7条の前半部分から採用している。

現行2項は、大学に対して、「(その成果を) 社会に提供する」「社会の発展に寄与する」ことを求めるものであり、文言そのものは現行教育基本法第7条の後半部分を反映したものである。一見すると問題のない条文のように見えるが、重大な問題を孕んでいる。

教育基本法第7条は「大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」と規定している。前半に「真理の探究」という大学の目的を明示し、後半に「(その成果を) 社会に提供する」「社会の発展に寄与する」と続き、前半の目的を制約しかねない論理構造となっている。現行の学教法83条2項はこれらを切り離して後半のみを提示することで、国家権力が「真理の探究」以外の目的のために大学を動員する危険性を排除できなくなっている。実際、近年の大学政策は、大学の役割を狭め、国益に従属させ、大学の政府機関等からの独立性を脅かしている。そのため、現行2項は採用せず、削除とする。

改正案83条2項は、学問の自由と大学の自治の保障を明記することで、教育基本法2項の「大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない」の意味を明確にする。

92 条	
改正案	現行
<p>3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督し、大学を代表する。</p> <p>4 学長は、大学に属する全ての教育研究職員の選挙により選任する。教育研究職員以外の職員および大学構成員を選挙に関与させることができる。</p>	<p>1 大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。</p> <p>2 大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。</p>

<p>副学長の選任については、規定しない？</p> <p><b>7 学部長は、教授会構成員の選挙により選任する。</b></p>	<p>4 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。</p> <p>5 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。</p> <p>6 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。</p> <p>7 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。</p> <p>8 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。</p> <p>9 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。</p> <p>10 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。</p>
--	---

<92条 改正理由>

「3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」に、「学長が大学を代表する」と追加したのは、法人理事長・理事会など学校の設置者およびその意思決定機関は、大学を代表することはできないからであり、このことを明示した。大学は、設置者、法人から独立して、意思決定を行うことが重要であり、これを代表する責任者として学長を法定することは、大学の自治、学問の自由の保障にとって、欠くことができない。

学長の選考方法については、大学設置者・法人の意向から独立してを排し、大学に属する全教育研究職員による選挙に基づくことを明記する。学長が行う職務についての判断は、学問的見地ならびに専門性の観点が必要とすることが多い。そのため、最低限、大学において学問とその専門性を担っている教育研究職員集団による選挙を制度的に保障する必要がある。加えて、事務職員との関係については大学の事情によって異なる可能性があることから、教育研究職員以外の事務職員を選挙人に加えることについては個々の大学で判断できるように規定した。

学部長の選考方法については、教授会構成員による選挙に基づくことを明記する。学部長は、学長同様、その職務に際して学問的素養ならびに専門性が必要となるからである。加え

て、学部は教育・研究の基礎単位であり、その機能は教員採用や学生の成績判定など、直接的に教育研究活動に関わる事柄が多いため、教育研究職員以外の事務職員が教授会構成員となることは想定しない。

93 条	
改正イメージ	現行
<p>1 次の重要事項を審議するため、教授会を置かなければならない。</p> <p>一 教員の人事</p> <p>二 学生の入学、卒業及び課程の修了</p> <p>三 学生の身分</p> <p>四 学位の授与</p> <p>五 教育課程の編成</p> <p>六 学部・学科の改廃</p> <p>七 学則の改定</p> <p>八 その他教育研究に関する重要な事項</p> <p>4 教授会の組織には、准教授その他の教育研究職員を加えることができる。</p>	<p>1 大学に、教授会を置く。</p> <p>2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。</p> <p>一 学生の入学、卒業及び課程の修了</p> <p>二 学位の授与</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの</p> <p>3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。</p> <p>4 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。</p>

<93 条 改正理由>

学校教育法改正によって、重要事項を審議するとされていた教授会は、意見を聞く機関に格下げされ、形骸化が進んでいる。しかし、教育研究職員は、専門家集団として、教育・研究に直接責任を負っており、教学事項の決定過程への参加の権利を保障されなければならない。現行法ではこれが保障されていないので、改正する必要がある。

改正案では、まず「重要事項を審議するため、教授会を置かなければならない」として教授会機能の回復を図るとともに、その審議にかかるべき重要事項を列記した。ここにあげられた審議事項は、いずれも教育研究職員による専門的な判断が必要な事項である。

学部は、研究と教育を支えるもっとも基礎的な集団である。この集団は学問的見地と専門性の観点から踏まえた民主的討論を通じて運営されなければならない。また、そのようにしか運営することはできない。そのため、カリキュラム編成をはじめとする重要事項は学部教授会

において審議・決定される必要がある。また、教授会構成員は、これらの重要事項に対する意思決定に共同して責任を負うのであるから、その人事についても、学部教授会において審議・決定される必要がある。

一項の教員の人事には、採用・昇任・懲戒・配置転換等を含む。八項のその他重要事項としては、学部事項に限定されず、キャンパス移転や学部の統廃合等組織再編など、全学事項を含む。

〔4 教授会の組織には、准教授その他の教育研究職員を加えることができる。 についての改正理由を追記する。大学設置基準改定の動きにも言及する。〕

学部ではない学部相当の学内組織・部局であっても同じように教授会を置く。

すべての教育研究職員が学部相当部局に所属させる？ 事務職員組織に配置したり、小さな○○センターに配置したりして、意思決定から排除されているケースがある。